

令和8年度

「さが農村ビジネス総合支援事業」募集！

農村ビジネスとは、農産加工品の開発、製造や農産物直売所、体験・観光農園、農家レストラン、農林漁業体験民宿等の農山漁村にある資源・魅力を活かしたビジネスで、生産者の所得向上と地域の活性化を目指す取組です。

種別	事業区分	対象者	対象となる取組	補助率
推進対策	1. 農村ビジネス創出対策	(1)農林漁業者 (2)農林水産業を営む法人 (3)2戸以上の農林漁業者の組織する団体 (4)農林漁業者及び消費者や商工業者、学校等で組織する団体 (5)農業協同組合 (6)漁業協同組合 (7)森林組合 (8)市町	○自ら生産した農産物を使った新たな農産加工や農林漁家レストラン、体験・観光農園、農林漁家民宿等の取組 〔開発・販路拡大・モニターツアー、商品力や集客力の強化のための研修会への参加、専門家による助言、新たにHACCPの認証を取得するための専門家による助言や認証機関による審査等〕	1/2以内 (500千円を上限) ※予算及び採択件数等により、上限額を大幅に下回る場合があります。
	2. 農村ビジネスリブランディング対策	※水産物を使った加工に取り組む場合、漁業者及び漁業協同組合を除く。(注)	○自ら生産した農産物を使った既存商品の磨き上げ等ブランドの再構築による販路拡大・商品力強化を行う取組 〔商品理念の見直しに向けたロゴやパッケージ等の再構築、新たなターゲットの発掘やマーケットの開拓等〕	
整備対策	3. 農林漁家レストランの整備	(1)農林漁業者 (2)農林水産業を営む法人 (3)2戸以上の農林漁業者の組織する団体 (ただし、事業実施年度内に法人化する場合に限り)	○自ら生産した農産物を使った新たな農林漁家レストランを開設するための施設整備 ○既に開設している農林漁家レストランの機能向上のための改修等	1/2以内 (5,000千円を上限) ※予算及び採択件数等により、上限額を大幅に下回る場合があります。
	4. 観光農園、体験施設等の整備	(4)農業協同組合 (5)漁業協同組合 (6)森林組合 ※「6 農産加工関連設備等の整備」は漁業者及び漁業協同組合を除く。(注)	○自ら生産した農産物を使って新たに取組む観光農園、農業体験・農産加工体験施設等の整備 〔トイレの設置、手洗い場の整備(ただし、井戸の掘削は除く)等〕	
	5. 農林漁家民宿の整備		○自ら生産した農産物を使って新たに取組む農林漁家民宿の営業に必要な経費 〔改修費(トイレ、浴室、洗面所、調理場に限る)、安全対策に必要な資材(防火カーテン、誘導灯等)等〕	
	6. 農産加工関連設備等の整備		○自ら生産した農産物を使って新たに取組む加工品開発に必要な機械・施設等の整備(ただし、既存の機械施設の更新は不可)	

(注) 水産加工については、「複合経営等漁家経営改善支援事業」(担当:水産課)の対象となっているため、本事業では対象としていません。

※ 事業申請に当たっての注意事項等を裏面に記載していますが、補助対象となる経費や事業の進め方などの詳細については、裏面に記載の「問い合わせ先」へお尋ねください。

※ 申請される前に、必ず所轄の農林事務所地域農業振興センターにご相談をお願いします。

「さが農村ビジネス総合支援事業」応募にかかる注意事項

○事業の採択要件

本事業は「さが食・農・むらサポーターに登録し、年2回以上情報提供（ブログ投稿）を行うこと」を要件としています。（推進対策と整備対策の両方に取り組む場合は4回以上）

【サポーターへの登録方法】件名に「さが食・農・むらサポーター登録希望」、本文に「氏名」「登録用アドレス」を記載の上、「nousonbiz@pref.saga.lg.jp」へメール送信してください。その後、事務局から送る登録ページアドレスと手順書にて登録完了してください。事業申込書の提出時に、登録が完了したことが確認できる書類（登録完了のメール写しなど）を提出してください。
※この他にも事業区分ごとに要件がありますので、お問い合わせください。

○申請書の入手及び提出

県HP（<http://www.pref.saga.lg.jp>）から申請書（様式第1号、別紙A・B・C）をダウンロードし、必要事項記入後、添付書類と共に所轄の農林事務所地域農業振興センターに提出してください。
※所轄の農林事務所地域農業振興センターについては「問い合わせ先一覧」をご確認ください。
※事業の詳細は、県HPに掲載の「実施要領」、「交付要綱」等をご確認ください。
（佐賀県HP：トップページ>しごと・産業>入札・補助金・公募事業>公募事業）
※添付書類については、お問い合わせください。

○採択のための審査

採択基準に基づき書類審査にて採択者を選定しますが、申請書（添付書類含む）を事前整理した上で審査に付します。場合によっては、事前整理において課題提案をすることがあります。

○募集期間

1次：令和8年4月23日(木)～5月29日(金)

2次：令和8年7月13日(月)～8月21日(金)

3次：令和8年10月1日(木)～10月30日(金)

※予算の状況等によっては、2次募集・3次募集を実施しないことや、事業区分を限定して募集することがあります。

※予算の範囲内において支援を行います。時期は予定のため、変更になる可能性があります。

※年度内に完了できる取組のみ対象となります。

○事業の実施

書類審査後、採択者を決定します。

採択される前に、実施したものについては、事業の対象となりませんのでご注意ください。

※「推進対策 2 農村ビジネスリブランディング対策」については、特に必要と認められる場合は、最長2年間まで実施が可能です。

問い合わせ先 一覧

佐賀県農業経営課農村ビジネス担当	(0952) 25-7570
佐賀中部農林事務所佐城農業振興センター農業企画課 (佐賀市・多久市・小城市)	(0952) 45-8881
東部農林事務所三神農業振興センター農業企画課 (鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町、神崎市、吉野ヶ里町)	(0952) 52-1290
唐津農林事務所東松浦農業振興センター農業企画課 (唐津市、玄海町)	(0955) 73-9347
伊万里農林事務所西松浦農業振興センター農業企画課 (伊万里市、有田町)	(0955) 23-5106
杵藤農林事務所藤津農業振興センター農業企画課 (武雄市、大町町、江北町、白石町、鹿島市、嬉野市、太良町)	(0954) 63-5115